

洪牙利に於ける上院改革  
— 議會制度改革資料 —

昭和十三年七

國政研究會

群馬県立図書館  
中島文庫

洪牙利下於ける上院

6489

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) 313008番

洪牙利に於ける上院改革

—議會制度改革資料—

昭和十三年七月二十五日

國政研究会

國會編纂局 憲法編纂部

憲法編纂局 憲法編纂部

昭和十二年十月二十五日

洪牙利に於ける上院改革

一九三七年の洪牙利における憲法改革の第二は、一九三七年法律第二十七號による上院の権限に関する改革である。

洪牙利議會の二院制は第十五世紀に初まり、一六〇八年の法律第一號（戴冠式後）において法的承認を得た。Die obere Tafel

は後に貴族院（Magnatenhaus）と指稱せられ、其後一八四八年に至る迄には其構成に於いて何等の変更を見なかつた。然るに一八五五年法律第七號により貴族院は其構成において重大なる改革を見、其後貴族院の構成及兩院の法律上の関係は一九二六年法律第二十二號により詳細な変更を見るに至つた。

上院に関する法律は其組織において重大な改革を齎らした。このにおいては職能代表思想は現代各國の權威憲法より以前に実現

せられらる。...

二、  
西院の権限及両院間に惹起せる爭議の調停手續に關しては一九二六年の洪牙利の法律案は典型的英吉利議會主義の見地に立つものである。即西院の権限は同一にして、上院の絶對的拒否權 (Absolute Veto) は法律上規定され居る。之に及し國會の委員會は一九一一年の英吉利自由主義的議會法の立場に立つものである。即後者においては西院の権限の同一性は廢止され、上院の絶對的拒否權 (唯一の例外を外にして) は不徹底なる拒否權 (negative Veto) に變更された。然し委員會によつて修正された洪牙利の法律は英吉利法律とは二つの點において異なるものである。第一には如何なる場合に於いても上院の絶對的拒否權を認めないといふ點である。第二には金錢法案に非ざる一般法案に關しては二年

の代りに半年の不徹底なる拒否權を行使し得る事を規定した點である。ここから上院は代議院に對して何等の障害をも意味するものに非ずといふ事實及洪牙利の上院は單に貴族から構成せらるる議院の亡靈に過ぎないという事實が生じて來る。ここに於いては二院制は單に紙上のみ存し、現実に存在しないのである。斯る規定に關する根據は上院に對する代議院の嫉妬に基くものである。

三、  
上院と代議院を比較考察するに一九二六年法律第二十二號第三十條第二項は上院の権限は舊貴族院 (Magnatenkammer) と同一とすと規定して居る。

一九三七年法律第二十七號第一條によれば上院の権限は舊貴族院と同一とすと規定す。國家豫算は代議院によつて議決され、上院之れを修正し得ない。上院の人件並に物件費については上院之

此を議決し、代議院之れを修正し得ない。一九二六年法律第二十  
二號第三十條第一項に依れば國家豫算は代議院に依つて議決せら  
れ、上院の人件並に物件に關する豫算は國家豫算の一要素をなす  
ものとする。

一九三七年法律第二十七號第二條は左の如く規定す。即  
一九二六年法律第二十二號第三十一條第四項<sup>(三)</sup>ハ其効力ヲ失ヒ、  
左ノ如キ命令カ公布セララルモノトス、法律案ニ関シ西院ノ  
間ニ對立ヲ來シタル場合本條第二項ニ規定サレシ手續ヲ再度  
繰返スモ尚解決セサル場合若クハ一院カ他院カラ送附サレタ  
ル法律案ニ関シ六ヶ月以内ニ審議ヲ完了シ得ナイ場合ニ於イ  
テハ法律案ハ可決セララルモノトス、斯クテ西院ノ各々ハ  
次期會期ニ於イテ六ヶ月以内ニ本條第二項ノ手續ヲ再度繰返  
スモ即滿六ヶ月ヲ以ツテ審議ヲ完了シ得ナイ場合ニ於イテハ

法律案ハ可決セララルモノトス、爭議ノ點ハ全委員會ニ於  
イテ議決セララルモノトス、全委員會ハ討論無シニ秘密投票  
ニ依リ代議院若クハ上院ノ提出ニ係ル法律案ニ関シ、之レヲ  
國會ノ決議ヲラシムルカ否カニ付キ議決スルモノトス

四、

此解明は洪牙利憲法の精神及從來の發展に一致するものである  
ここにおいては西院の平等權は何等侵害され居ないのである。

以上論述した諸規定と並んで全く從屬的意味を有する次の條項  
に關する命令がある。即第三條は上院に勤務する官吏、小使、其  
他上院議長に依つて任命される職員につき、第四條は西院議長  
の獨立命令權、第六條は激烈なる爭議に關し規定する所がある。

現行法律は新議會の開會の日より効力を有するものとする。

註一、一九三七年決牙利憲法改革の第一は *Die Reform der Institution des Reichsverweises* (攝政制の改革) である。

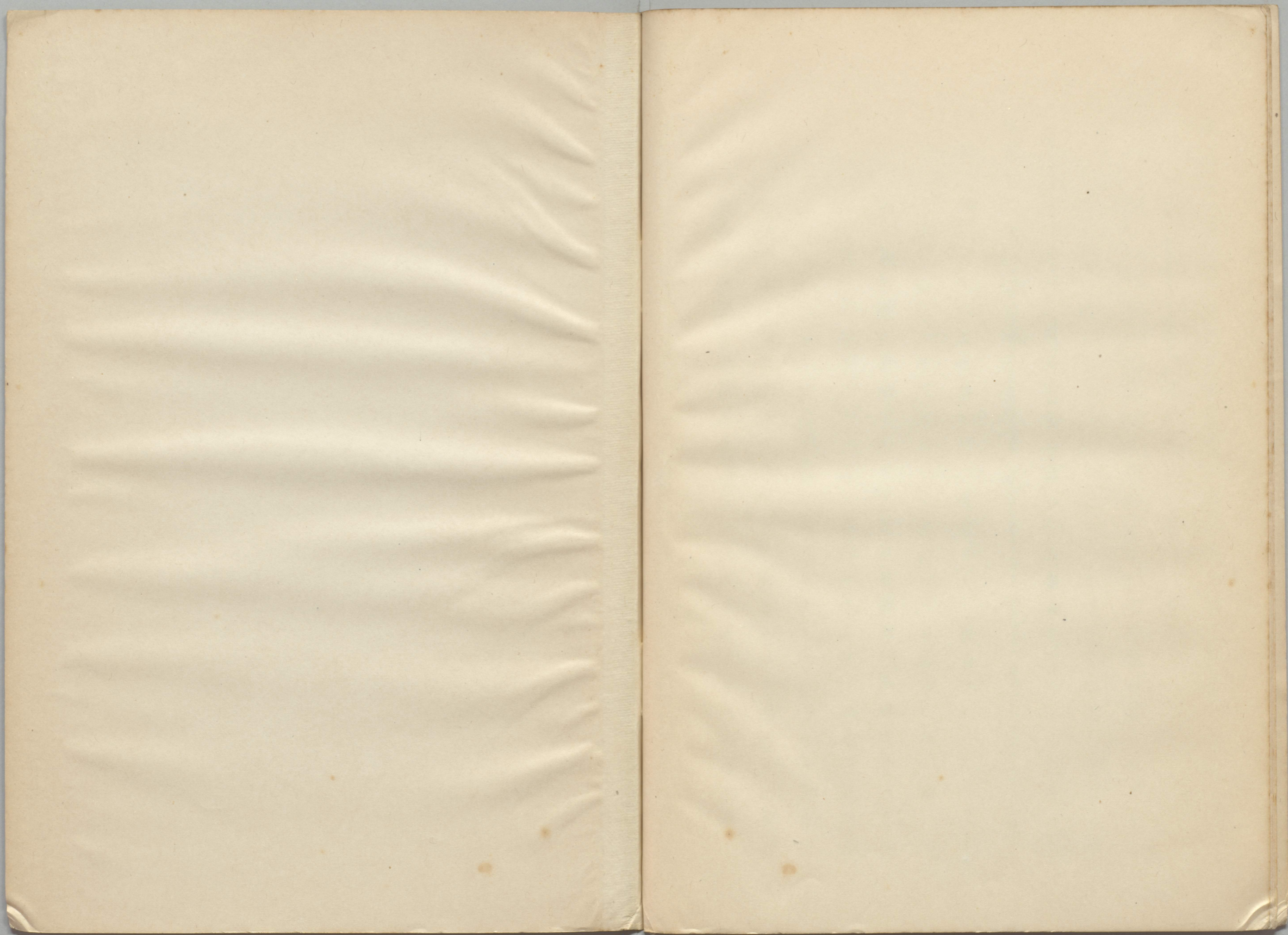
二、一九一一年の英吉利議會法に依れば金銭法案に非ざる一般法案に關しては下院に於いて連續三會期滿ニケ年ト亘リ可決したる法案は上院の承諾の有無に拘はらず成立することとなつた。

三、一九二六年法律第三十一條第四項は「法律案ニ關シ西院ノ院議對立セル場合ニハ本條第二項(註、西院ノ一院カ他院ニヨリテ可決セラレタル法律案ヲ否決スルカ若クハ修正ノ上、之レヲ他院ニ廻付スル場合ニ於イテハ該法案ノ討議ヲ準備セル西院委員會ハ全委員會ヲ開會シ、爭議ノ解決ニ努ムルモノトス)ノ手續ヲ再度繰返スモ尚解決セサル場合若クハ上院カ本條第一項(註、

國會ノ各院ハ他院ヨリ送付セラレタル凡ニル法案ニ關シ法案受領ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ議決スルヲ要ス)ニ規定サレシ六ヶ月ノ審議期間ヲ遵守セサル場合ニハ代議院ハ右法案ノ第一回可決ニ次グ會期ニ於イテ代議院可決ノ原文ノ儘上院ノ承認ナクシテ之レヲ攝政ニ提出シ得ルモノトス。

附 記

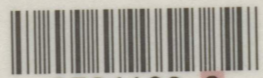
本文は *Die Verfassungsrechtlichen Reformen in Ungarn dem Zeitdruck für österreichischen Recht, Februar 1938, Dept 8* に據る





4

群馬県立図書館



0706489-2